

美里町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)

計画書案概要

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、第7期計画において「高齢者が生き生きと暮らせる健やかで安心なまちづくり」を基本理念として、高齢者に関わる福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実する施策を展開してきましたが、中長期的な展望のもとに、諸施策をさらに推進していくことが求められます。

今般、第7期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)における本町の高齢化の状況を推計し、それに対応した目標を示した上で、高齢者を取り巻く本町の特性や課題を踏まえ、「生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち」づくりを計画的に推進することを目的として、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

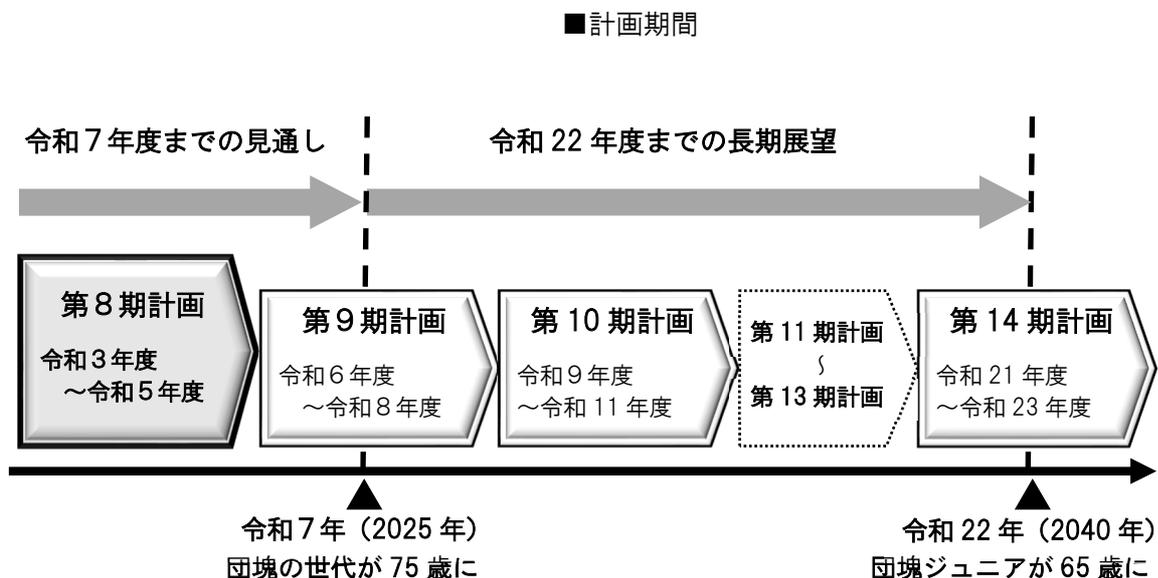
この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定したものです。

(2) 関連計画との調和

本計画は、宮城県介護保険支援事業計画である「みやぎ高齢者元気プラン」及び「宮城県地域医療構想」等と整合を図り、かつ、本町の上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」、福祉部門の上位計画である「美里町地域福祉計画」を踏まえ、保健福祉分野をはじめとした関連計画との調和を図り策定したものです。

(3) 計画期間

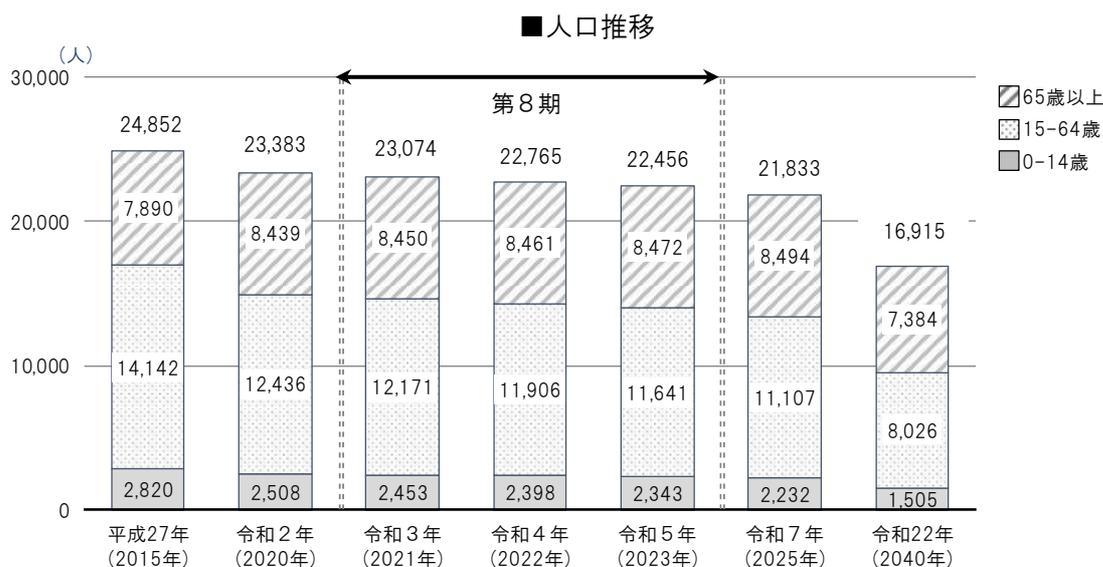
本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)とともに、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年(2040年)を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



II 高齢者の現状と将来推計

I 人口推移

本町の総人口は減少傾向で推移し、この傾向が長期的に継続すると見込まれます。年齢3区分で見ると、当面、高齢者人口（65歳以上）は唯一、緩やかに増加します。令和22年には構成比が43.7%となり、高齢化率が4割に到達すると見込まれます。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」により作成。本頁内及び次頁も同様。

2 人口の変化率

本町人口の長期的な推移に関し、その内容を年齢区分ごとの変化率により詳細にみれば、担い手となる世代が顕著に減少するなかで、高齢者のなかでもより高齢層であり、介護ニーズの高まる85歳以上の比重が顕著に高まるものと見込まれます。

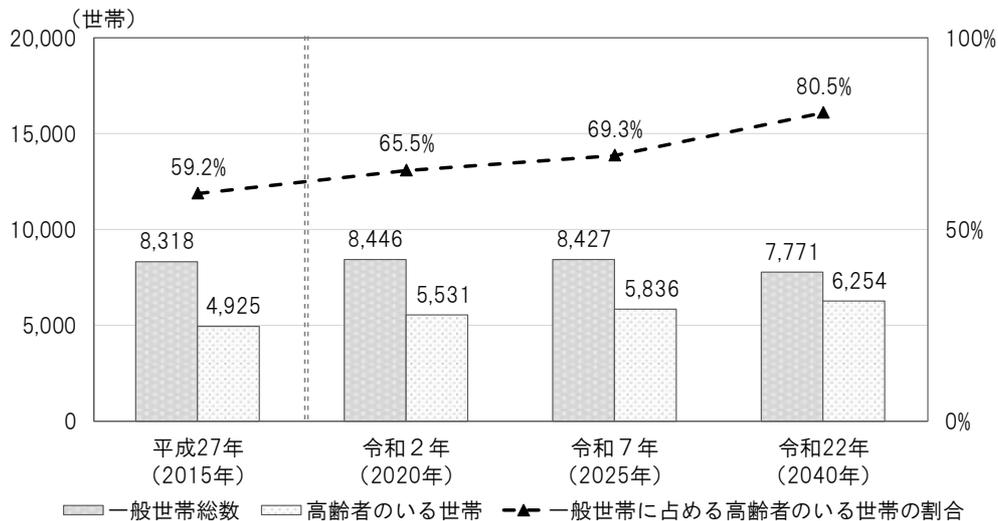
■人口の変化率

	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)	2020年 ↓ 2040年 変化率
総人口	100.0%	96.0%	93.4%	72.3%	▲27.7%
0-14歳	100.0%	93.4%	89.0%	60.0%	▲40.0%
15-64歳	100.0%	93.6%	89.3%	64.5%	▲35.5%
65歳以上	100.0%	100.4%	100.7%	87.5%	▲12.5%
うち75歳以上	100.0%	106.2%	110.4%	111.3%	11.3%
うち85歳以上	100.0%	103.6%	106.1%	138.0%	38.0%

3 世帯数の推移

本町の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は増加し、令和22年には6,254世帯になるものと見込まれます。

■一般世帯総数及び高齢者のいる世帯数の推移

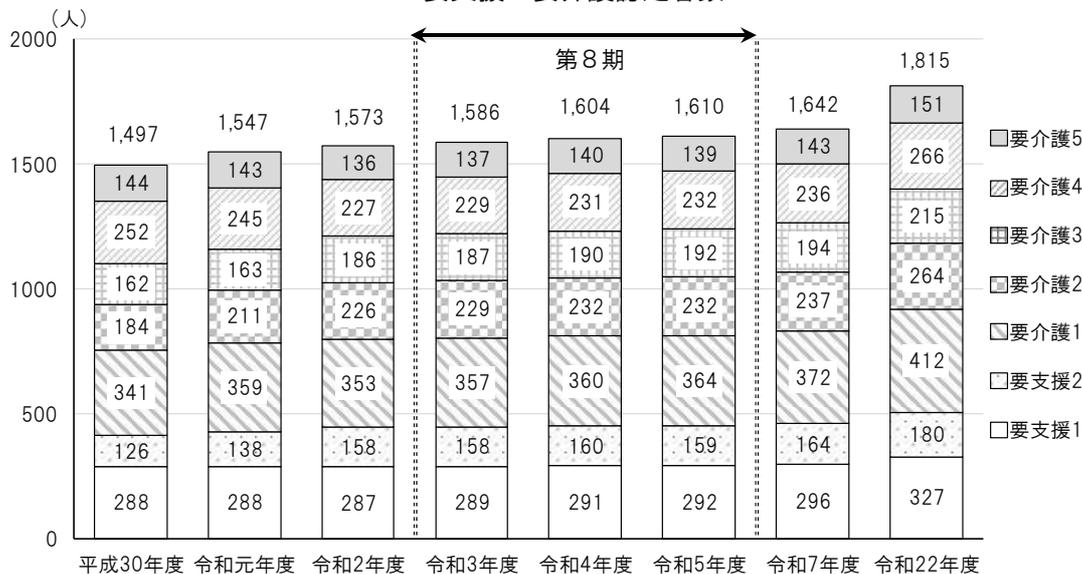


※平成27年は国勢調査。他は独自推計。

4 要支援・要介護認定者の短期的推移と推計

第7期計画期間における認定者数は、平成30年の1,497人から令和2年の1,573人まで増加傾向で推移しています。直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第8期計画期間中の認定者数は、各年度概ね1,600人前後で推移するものと見込まれます。

■要支援・要介護認定者数



※地域包括ケア「見える化システム」・将来推計により作成。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

町民が高齢期となっても健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、医療及び福祉の各分野を充実させ、また、住民一人ひとりが人と地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを持って、共に支え合う体制を構築するため、本計画では「生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち」を基本理念として設定します。

基本理念

生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち

基本理念を実現するため、各事業分野で取り組む基本方針を次のとおりに設定しました。

基本方針1 健やかで暮らしやすいまちづくり

高齢者が加齢に伴う生活上の困難があっても、自分の生き方や自分の生活のあり方を自分自身で判断し、決定し、行動できるよう、必要な環境を整備することが重要です。

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進するとともに、可能な限り住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、身近な地域で提供するサービス基盤の整備を図ります。

基本方針2 支えあいを推進するまちづくり

地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターを中心とした支えあいと連携によって、認知症予防、運動機能向上、各種介護予防の取組を充実するとともに、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができるよう支援体制を整備します。

また、「支える・支えられる」の固定的な関係に陥ることなく、高齢者が地域社会のなかで各種活動に参加しやすい環境を整備し、人と人、人と社会がつながる多様な関係性のなかで生きがいを持って暮らしていくことのできるまちづくりを推進します。

基本方針3 介護基盤の充実したまちづくり

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、保険者として適切な保険事業の運営を行います。

また、事業者等との緊密な連携により、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。

IV 健やかで暮らしやすいまちづくり

既に本町の高齢化率は3割を超えていますが、長期的には4割を超えるとともに、支援ニーズの高い85歳以上人口の顕著な増加が見込まれます。

長年にわたって社会の進展に貢献してきた高齢者の方々が敬愛され、健康で安心して、住み慣れた地域の中で生活が送れるよう支援をするとともに、高齢者を地域全体で支え合える体制と、高齢者自らも健康を維持し、社会参加できる生活環境の整備を行いながら、超高齢社会に対応した各種施策を推進していきます。

1 健康づくり事業の推進

2 高齢者活動支援事業

(1) 敬老事業

- ① 敬老式 ② 敬老金・特別敬老祝金

(2) 老人クラブ支援事業

(3) 老人憩いの家及びシルバー創作館の管理

3 老人保護措置及び居住支援事業

(1) 養護老人ホーム入所措置事業

(2) 有料老人ホーム等設置状況の把握

4 高齢者自立支援事業

(1) 高齢者外出支援事業

(2) 配食サービス事業

(3) 生活管理指導短期宿泊事業

5 地域型福祉推進事業

(1) 高齢者等あんしん見守り支援事業

6 家族介護支援事業

(1) 高齢者紙おむつ等支給事業

(2) ねたきり老人等介護慰労金支給事業

7 社会福祉協議会支援事業

8 シルバー人材センター支援事業

V 支えあいを推進するまちづくり

これまでも地域で包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進してきましたが、今後もさらに、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等が見込まれることから、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による支え合いの体制を整備することが重要となります。

中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問・通所等の様々な場において、各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

また、在宅医療と介護との連携、認知症高齢者と家族への支援、高齢者の権利擁護などの施策を推進するとともに、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

- ① 訪問型サービス事業
- ② 通所型サービス事業
- ③ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④ 地域ケア会議の推進

(2) 在宅医療・介護連携の推進

(3) 認知症施策の推進

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

3 任意事業

(1) 家族介護支援事業

(2) 成年後見制度利用支援事業

VI 介護基盤の充実したまちづくり

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、保険者として適切な保険事業の運営を行います。

I 介護保険サービス事業量等の見込み

■施設サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	利用人数（人）	125	165	165
介護老人保健施設	利用人数（人）	65	65	65
介護療養型医療施設	利用人数（人）	4	4	4
介護医療院	利用人数（人）	8	8	8

■地域密着型サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数（人）	2	2	2
認知症対応型通所介護	利用回数（回）	236	260	272
小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	17	17	17
認知症対応型共同生活介護	利用人数（人）	84	84	84
看護小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	12	14	16
地域密着型通所介護	利用回数（回）	1,310	1,310	1,320

■居宅サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用回数（回）	4,369	4,452	4,467
訪問入浴介護	利用回数（回）	198	203	203
訪問看護	利用回数（回）	799	828	836
訪問リハビリテーション	利用回数（回）	192	199	199
居宅療養管理指導	利用人数（人）	115	119	121
通所介護	利用回数（回）	4,176	4,267	4,330
通所リハビリテーション	利用回数（回）	533	541	549
短期入所生活介護	利用日数（日）	835	849	870
特定施設入居者生活介護	利用人数（人）	28	28	28
福祉用具貸与	利用人数（人）	428	436	440
特定福祉用具購入	利用人数（人）	2	2	2
住宅改修費	利用人数（人）	5	5	5
居宅介護支援	利用人数（人）	674	684	689

■介護予防サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	2	2	2
介護予防訪問看護	利用回数（回）	218	218	218
介護予防居宅療養管理指導	利用人数（人）	10	10	10
介護予防通所リハビリテーション	利用人数（人）	38	38	38
介護予防短期入所生活介護	利用日数（日）	5	5	5
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数（人）	4	4	4
介護予防福祉用具貸与	利用人数（人）	133	134	133
特定介護予防福祉用具購入	利用人数（人）	7	7	7
介護予防住宅改修	利用人数（人）	2	2	2
介護予防支援	利用人数（人）	156	157	158

2 見込み量確保のための方策

(1) 介護サービス量の確保と質の向上

ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化、女性の社会進出などにより、家庭における家族の介護力の低下が進んでいます。また、平均寿命の延びとともに、ねたきり高齢者・認知症高齢者などの介護を要する高齢者が増加傾向にあります。

特に「団塊の世代」が後期高齢者に達する令和7年だけでなく、令和22年への長期展望において、要介護認定者が急激に増加すると推測されます。

このことを踏まえて、民間資本による介護サービス基盤の整備をさらに推進し、介護サービス事業所や介護支援専門員への適切な指導監督により介護サービスの質を高め、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で適切なサービスを安心して利用できるよう努めます。

(2) 人材の育成と確保に向けた取組

介護従事者の資質向上を図るための研修会や情報提供及び助言などを行い、介護サービス事業所の人材育成や確保に向けた取組を支援します。

また、介護サービス事業所や介護従事者間での交流の場を設け、情報共有や共通課題の検討などを通じて、事業所間の連携を強化するとともに介護サービスの質の向上に取り組みます。

地域での介護予防の取組が広がるよう、介護予防を推進する人材(認知症サポーターなど)の発掘、育成及び支援に取り組めます。

3 介護給付適正化事業

適正化計画を推進するに当たり、具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を実施目標として定めることとされています。また、適正化事業の取組の更なる促進を図る観点から、実施する適正化事業について、各年度の目標を設定するとされています。

本町においては、国が示す主要適正化5事業のうち、「要介護認定の適正化」と「ケアプランの点検」及び「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業を実施します。

VII 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画は介護保険サービス、地域支援事業、健康増進・福祉サービス等の健康福祉分野だけでなく、生きがいつくり、就労、生涯学習、まちづくりなど多くの事業と密接に関連しているため、長寿支援課を中心に関係各課が連携した庁内体制を充実し、P D C Aサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。

2 計画の周知と啓発

広報紙やホームページなどを通じて、また、住民の方との集いの場や関係者との連絡会などにおいて本計画の周知、啓発を行います。

3 サービスの質の確保・向上

(1) 事業者相互間の情報交換と連携確保

介護サービスに係る事業者は、高齢者のニーズに応じた適正なサービスを提供する必要があります。そのため、サービスの質の向上に役立つ情報を事業者に提供するとともに、事業者相互の連携を進め、サービス提供に係る問題等の解決とサービスの質的向上を図ります。

(2) 保険者機能による指導・監督の実施

地域密着型サービスの指定・指導監督権限をはじめとした保険者機能により、不適切な介護サービスの提供、不正な給付費の請求などが行なわれることのないよう、県と連携を図りながら、必要な指導・監督を実施して介護保険給付の適正化に努めます。

4 利用者保護の仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心に介護保険制度及び介護予防、権利擁護などの保健・医療・福祉全般の総合的な相談や関係機関との連絡調整等を推進します。また、生活に密着したきめ細かな相談援助活動を推進し、包括的に対応できる総合相談体制の構築に努めます。

(2) 苦情対応システムの確立

介護サービス利用者をはじめ、高齢者から寄せられる様々な相談や苦情にきめ細やかに対応するため、地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、各相談窓口の担当職員の連携・調整機能を強化していきます。

5 災害・感染症対策に係る庁内関係部局等との連携

(1) 関係課との連携

防災管財課と連携し風水害を想定した短期から中期、震災を想定した中期から長期にわたる避難を想定し、要介護・要支援者等を支援していきます。

(2) 介護事業所等との連携

福祉避難所となっている町内の事業所をはじめ、町内の各事業所に対し災害や感染症対策についての周知啓発や研修を行います。

災害発生時には要介護・要支援者の避難について介護事業所等と連携して支援できるような体制を構築します。